

産業廃棄物排出事業者の皆様へ

— 熊本市 廃棄物計画課 —

熊本市のごみ処理施設は、一般廃棄物の処理施設ですが、**一部の産業廃棄物**については、受け入れをしています。持ち込める産業廃棄物は以下の表のとおりです。

持ち込める産業廃棄物			
受入施設	産業廃棄物の種類	条 件	量の制限
東部環境工場 西部環境工場	廃プラスチック類		1日1業者 200kgまで
	紙くず・繊維くず	<u>建設業（建物の新築、増改築、解体、土木工事など）から出るもの</u>	1日1業者 合計1tまで
	動植物性残さ		1日1業者 1tまで
扇田環境センター	廃プラスチック類	環境工場で処理困難なもの	1日1業者
	金属くず	リサイクルできないもの	合計
	ガラスくず・ 陶磁器くず	リサイクルできないもの (石膏ボード及び水銀を含む廃蛍 光管は持ち込めません。)	1tまで
<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受け入れる産業廃棄物は、熊本市内で発生したものに限ります。 ○産業廃棄物であっても、上の表に書かれていないものはお受けできません。 (その場合には民間の産業廃棄物処理業者で適正に処理してください。) ○市施設の状況等に伴う見直し等により、持込み可能な品目や条件が変わる場合があります。 ○廃棄物処理手数料は、東西環境工場では持込量10kgまでごとに155円。扇田環境センターでは、持込量10kgまでごとに160円（産業廃棄物税10円を含む）。 			